

7 学生教育研究災害傷害保険

本学学生は、入学と同時に学生教育研究災害傷害保険（通学特約あり）に全員加入しています。災害や傷害を被ったときは、速やかに本部棟1階事務室（教務学生課）へ連絡してください。

【保険制度の概要】

(1) 保険金が支払われる事故の範囲

被保険者が被保険者の在籍する大学の教育研究活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害。（入学時に全員一括加入をしています。）

(2) 保険金が支払われる傷害及び事故

対象範囲	内 容
正 課 中	講義、演習、実験・実習・実技による授業を受けている間のほか、次の場合が対象となる。 ア 指導教員の指示に基づき、特別研究等に従事している場合 イ 指導教員の指示に基づき、授業の準備又は後始末を行っている間又は授業を行う場所、図書館等において研究活動を行っている間
学校行事中	大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環として各種学校行事に参加している間。
大学施設内 にいる間	授業の休憩中、昼休中など上記以外で大学施設内にいる間。ただし、寮にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除く
課外活動中	キャンパスの内外を問わず課外活動を行っている間。 （課外活動とは、大学の規程に則った所定の手続きにより大学が認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動をいう。キャンパス外で行う課外活動は、大学に届けた活動に限られる。）
通 学 中	大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除く。）により、住居と学校施設等との間を往復する間。

(3) 保険金が支払われない傷害及び事故

故意、犯罪行為、病気、地震・噴火・津波による事故、無資格運転・酒酔い運転、課外活動で危険度の高いスポーツ（スカイダイビング等）を行っている間、又は腰痛など他覚症状のない場合は、傷害等を負っても保険金の支払いの対象外となります。

(4) 保険金の種類と額

保険金の種類	補 償 内 容	
	正課中・学校行事中	キャンパス内・課外活動中・通学中
死亡保険金	2,000万円	1,000万円
後遺障害保険金（最高）	3,000万円	1,500万円
医療保険金（30万円まで）	実治療日数4日以上	実治療日数14日以上（通学中は7日以上）
入院加算金	1日につき4,000円（180日を限度）	

(5) 休学、退学した場合の取り扱い

保険期間中の休学期間が通算して1年以上になる場合、休学の期間に係る保険料が還付されます。また、年度途中で退学した場合も、翌年度以降についての保険料が還付されます。

なお、休学後に復学した場合は、改めて加入手続きを行う必要があります。

還付金請求等の手続きについては、本部棟1階事務室(教務学生課)へお問い合わせください。

【学研災付帯保険】

任意で以下の学生教育研究災害傷害保険の付帯保険に加入することもできます。

詳細については本部棟1階事務室前に設置してあるパンフレットで確認して下さい。また、加入を希望される方は本部棟1階事務室(教務学生課)に申し出て下さい。

(1)学研災付帯賠償責任保険

①学生教育研究賠償責任保険

国内において、学生が正課、学校行事及びその往復中で、他人にけがをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償について補償します。

〔対人賠償〕 1名1事故1億円限度

〔対物賠償〕 1事故250万円限度

〔保険料〕 1年間400円

②インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険

国内において、学生がインターンシップ、介護体験活動、教育実習、ボランティア活動及びその往復中で、他人にけがをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償について補償します。

〔対人賠償〕 1名1事故1億円限度

〔対物賠償〕 1事故250万円限度

〔保険料〕 1年間210円

(2)学研災付帯学生生活総合保険

学研災のより一層の保証充実を図るために、学研災に追加して「24時間の補償」やケガだけでなく、「病気の補償」などを基本として、種類の追加オプションを選択できる任意加入の制度です。

この保険の加入手続きは、各自が直接保険会社におこなっていただく必要があります。加入に際しては、学生教育研究災害傷害保険の運営者である(財)日本国際教育支援協会のホームページ(<http://www.jees.or.jp/>)を確認のうえ手続きを行ってください。(新入生については、入学案内に併せて保険の案内をしています。加入の有無を確認しておいてください。)